



# 長野県報

6月14日(月)  
平成22年  
(2010年)  
第2173号

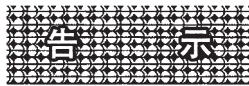
## 目次

### 告示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害者支援課).....	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(障害者支援課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	1

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	3
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	3
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	3
一般競争入札(高校教育課).....	3



## 告示

### 長野県告示第346号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成22年6月14日

長野県知事 村井 仁

#### 育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
コタケ薬局	上田市小牧1205-3	平成22年6月1日
東町薬局	南佐久郡佐久穂町高野町2917-10	平成22年6月1日

障害者支援課

### 長野県告示第347号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成22年6月14日

長野県知事 村井 仁

#### 育成医療及び更生医療

変更前医療機関の名称及び所在地	変更後医療機関の名称及び所在地	変更年月日
シマヤ薬局 安曇野市穂高2577-1	シマヤ薬局 安曇野市穂高2579-7	平成22年3月28日

障害者支援課

### 長野県告示第348号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年6月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡松川町生田2172の2、2172の11、2173
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第349号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月14日

長野県知事 村 井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村浪合985の91、985の93、985の98から985の100まで、985の102、985の103

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第350号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月14日

長野県知事 村 井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡根羽村1374の49

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

根羽村1374の49（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第351号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月14日

長野県知事 村 井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡南木曾町田立2096の21、2097の37

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第352号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月14日

長野県知事 村 井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木曾町三岳2771

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課